

## 四日市市上下水道局告示第10号

四日市市上下水道局公印規程（昭和33年水道局管理規程第2号）第7条の規定に基づき、縮小した公印の印影を印刷して使用する、または電子計算機に記録した印影を出力して使用するので、次のとおり告示する。

令和5年3月8日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

- |      |                     |
|------|---------------------|
| 1 名称 | 四日市市上下水道局納入通知書用管理者印 |
| 2 寸法 | 方10ミリメートル 方12ミリメートル |
| 3 印影 |                     |



### 4 使用区分

令和5年度分の以下の通知書

#### (1) 縮小した印影を印刷して使用するもの

方10ミリメートル

水道料金・下水道使用料納入通知書

水道料金・下水道使用料納入通知書（督促）

水道料金・下水道使用料納入通知書（催告）

方12ミリメートル

下水道事業受益者負担金納入通知書（督促状）

下水道事業受益者負担金納入通知書（催告状）

コミュニティ・プラント使用料納入通知書

コミュニティ・プラント使用料納入通知書（督促状）

コミュニティ・プラント使用料納入通知書（催告状）

#### (2) 電子計算機に記録した印影を出力して使用するもの

方10ミリメートル

納入通知書（農業集落排水施設使用料）

方12ミリメートル

納入通知書（その他雑収益用）

事業収益等納入通知書

（上下水道局管理部お客様センター）